

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

野田市水道料金等関連業務包括委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和3年4月15日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

1. 公募型プロポーザルに付する事業に係る事項

(1) 事業名

野田市水道料金等関連業務包括委託

(2) 業務内容

野田市水道部お客様センターの運営、受付業務（窓口・電話・照会・相談・郵送等）、検針業務、開栓・閉栓業務、収納業務、給水装置工事申請窓口関連業務、電子計算処理業務等。

詳細は、別添「野田市水道料金等関連業務包括委託仕様書」を参照すること。

(3) 業務委託期間

契約の翌日から令和9年3月31日までとする。ただし、契約締結の翌日から令和4年3月31日までは、現在の業務を受託している者からの引き継ぎ期間とする。

(4) 業務委託の区域

野田市水道事業給水区域とする。

(5) 委託金額の上限（消費税抜き）

775,625千円

（注）この金額は、契約締結時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示すものである。

2. 参加資格等に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市において業務委託の入札参加資格業者名簿に登録されていること。
- (3) 次のいずれかに該当しない者であること。

ア 「野田市建設工事等暴力団対策措置要綱」又は「野田市水道事業建設工事等暴力団対策措置要綱」に基づく指名除外の対象者となっている者。

イ この公告の日から当該プレゼンテーションの日までの間において、「野田市建設工

事等請負業者等指名停止設置要綱」又は「野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止設置要綱」に基づく指名停止を受けている者。

ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は当該入札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者。

カ 野田市税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人税のいずれかを滞納している者

(4) 過去10年以内に、給水人口15万人以上の自治体の水道事業に係る検針業務、収納業務（滞納整理業務を含む）、受付業務（窓口・電話・照会・郵送等）、開閉栓業務、給水停止業務、給水装置工事申請窓口関連業務及び電子計算処理業務を受託し、かつ3年以上継続して受託している実績があること。

3. プロポーザル実施内容等に関する事項

本事業のプロポーザルの実施内容等に関しては、別添「野田市水道料金等関連業務包括委託公募型プロポーザル募集要項」を参照すること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）

5. 支払方法

令和4年4月から令和9年3月までの60か月を毎月の業務完了後、均等払いとする。

6. 募集要項、仕様書等の配布

野田市水道部ホームページからダウンロードすること。

7. 問い合わせ

〒278-0031

野田市中根324番地

野田市水道部業務課

【電話】04-7125-5145

【FAX】04-7124-3362